

# 介護保険課からの 報告・連絡事項について 1

岐阜市 介護保険課 支援係



# 目次

- 1 訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可について
- 2 化学物質過敏症について
- 3 個人情報の適切な取り扱いについて
- 4 岐阜市有料老人ホーム重要事項説明書等の提出及び設置運営指導指針等の一部改正について
- 5 介護ロボット及びICTの活用事例について
- 6 その他連絡事項について
  - ①「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用等について
  - ②介護事業者用メールアドレスについて
  - ③令和4年度介護職員処遇改善計画書について
  - ④訪問型サービスAについて



# 1 訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可について

訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションや訪問介護等に使用する車両が、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて、警察署長の駐車許可を受けることが可能となっております。

また、こうした業務の実情に鑑み、1つの駐車許可で、一定の期間、複数の場所に対応できるよう、手続の簡素化、柔軟化を図り、申請者の負担軽減に努めております。

なお、駐車許可は、都道府県警察及び警察署ごとに、地域住民等の意見要望や地域の交通実態等に応じて行っているものであり、必ずしも全ての場合に許可が行われるわけではありません。

詳しくは、管轄する都道府県警察本部又は警察署までお問合せください。



駐車禁止場所における駐車許可の申請

岐阜県警察申請届出手続案内・様式ダウンロードサービス

URL（岐阜警察HP）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/5493.html>

手続名 : 駐車禁止場所における駐車許可の申請

手続内容 : 駐車禁止場所においてやむを得ない理由により駐車する許可を受けるもの

添付書類 : 駐車場所図2枚、自動車検査証の写し2枚、その他（やむを得ない理由により添付書類が違いますので、提出先警察署の交通課にお問い合わせください。）

提出時期 : 駐車する日の3日前（行政庁の休日を除く）

提出先 : 駐車しようとする場所を管轄する警察署の交通課



## 2 化学物質過敏症について

### 化学物質過敏症とは

わずかな化学物質に反応して、身体的または精神的に様々な症状が生じます。原因の化学物質にさらされなくなると、それらの症状が改善したり、治癒したりします。

しかし、原因の化学物質に反応すると、再び同じような症状が生じます。化学物質に反応するかどうかは個人差が大きく同じ化学物質でも発症する人、しない人がいます。

### <化学物質過敏症の主な症状>

- ・ 粘膜刺激症状（結膜炎、鼻炎、のどの痛み）
- ・ 自律神経障害（冷や汗、手足の冷え、頭痛、疲れやすい）
- ・ 循環器障害（動悸、不整脈、血行不良）
- ・ 消化器障害（下痢、便秘、悪心）
- ・ 内耳障害（めまい、ふらつき、耳鳴り）
- ・ 皮膚炎
- ・ 眼科的障害（目がちかちかする、目が見えにくい）
- ・ 精神障害（不眠、不安、うつ症状、不定愁訴）



## 原因となる化学物質

世の中の化学物質のすべてが原因になりえます。身近な化学物質として農薬や整髪剤や香水などの香料、自動車などの廃棄ガスが原因になりやすいと考えられています。

### <身近な化学物質の例>

- ・家庭用殺虫剤
- ・防虫剤類
- ・農薬
- ・香水などの化粧関連用品類
- ・シャンプーなどホディケア用品類
- ・衣料用洗剤
- ・芳香剤類
- ・タバコの煙
- ・灯油などの燃料類
- ・ペンなど筆記用具類
- ・印刷物類 など

## 化学物質過敏症の対応と予防について

化学物質過敏症の予防の一つに、原因の化学物質にさらされないようにする方法があります。香水や柔軟剤などの香りの強いものは使用をしない、または、控えるなどの配慮をお願いいたします。

## 具体的な予防策の例

- ・香水など香料が入っている化粧品は使用しない
- ・香料添加の合成洗剤の使用は止めて石けんに切り替える
- ・衣類の洗濯に、柔軟剤を使用しない。
- ・室内空気を汚さない（換気をこまめにする）



# 3 個人情報の適切な取り扱いについて

## 個人情報とは

生存している特定の個人を識別できる情報。また他の情報と容易に突合ができ、特定の個人を識別することができる情報も該当。

個人を識別できるものとして定められた文字、番号、記号その他符号を『個人識別符号』といい、これが含まれる情報についても個人情報の該当となる。

### <個人情報の例>

- ・ 氏名、性別、生年月日、顔画像等個人を識別することができる情報
- ・ 個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して事実、判断、評価を表す情報
- ・ 映像や音声による情報
- ・ 死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報

介護保険施設・事業所等が主に扱う個人情報として、ケアプラン、介護保険サービス提供にかかる計画書、提供したサービスの記録、事故の状況等の記録などが該当します。



## 個人情報保護の安全を守るために

### ① 個人情報保護に関する規定の整備、公表

- ・ 個人情報保護に関する規定や個人データを取り扱う情報システムの安全管理措置に関する規定の整備、および事業所内の掲示やホームページに掲載

### ② 個人情報保護推進のための組織体制等の整備

- ・ 従業員の責任体制の明確化
- ・ 個人情報保護の推進を図るための部署、もしくは、委員会の設置
- ・ 個人データの安全管理措置について定期的に自己評価

### ③ 個人データ漏えい等の問題が発生した場合における報告連絡体制の整備

- ・ 個人データの漏えい、事故が発生した場合における責任者への報告連絡体制の整備
- ・ 個人データ漏えい等の事故に対しての苦情対応の体制の整備や連携

### ④ 雇用契約時における個人情報保護に関する規定の整備

- ・ 従業員の就業期間や離職後も含めた個人情報の守秘義務の徹底

### ⑤ 従業員に対する教育研修の実施

- ・ 従業員や派遣労働者に対する教育研修の実施





## ⑥ 物理的安全管理措置

- ・ 個人データの盗難・紛失の防止のための措置

(例) 入退室管理の実施 (個人情報がある部屋に外部の人間は入れない、扉の施錠など)

パソコン等の固定

個人データの端末と接続できる機器の限定

## ⑦ 技術的安全管理措置

- ・ 個人データを取り扱う情報システムについて技術的な安全対策の措置

(例) 個人データに対するアクセスの管理 (ID, パスワードなど)

個人データのアクセス記録の保存や定期的な確認

個人データに対するファイアウォールの設置

## ⑧ 個人データの保存

- ・ 保存媒体の劣化防止などで個人データが消失しないようにする
- ・ 本人からの照会等に迅速に対応できるよう検索可能な整備を整える

## ⑨ 不要となった個人データの破棄、消去

- ・ 不要となった個人データを破棄する場合は、焼却や溶解⇒焼却・溶解されるまで確認
- ・ 個人データを取り扱った情報機器を破棄する場合は、復元不可能な形に消去して破棄する
- ・ 廃棄業務を委託する場合は、個人データの取り扱いについても委託契約で定める



## 4 岐阜市有料老人ホーム重要事項説明書等の提出 及び設置運営指導指針等の一部改正について

### 岐阜市有料老人ホーム重要事項説明書等の提出について

以下は毎年7月頃に提出依頼している書類一式

- (1) 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
- (2) ①他業を営んでいる場合には、他業に係る(1)の関係書類  
②親会社がある場合には、当該親会社の業務に係る(1)の関係書類
- (3) 役員及び施設長の変更について市に未届けの場合は、当該役員等の履歴書及び役員名簿
- (4) 令和3年7月1日現在の重要事項説明書(改正後の様式でご提出ください。)※
- (5) 「有料老人ホーム情報開示等一覧表」(令和3年7月1日現在)※  
事業収支計画
- (6) 開設後3年以上経過している事業所は、「岐阜市有料老人ホーム設置届関係事務処理要領」に基づき、少なくとも3年ごとに事業収支計画を見直すことが必要。その結果財務諸表との乖離が生ずるおそれがある場合には、その原因、対処方針等を提出(そのおそれがない場合は提出不要)。
- (7) 貴有料老人ホームの概要などがわかるパンフレット等
- (8) 有料老人ホーム情報登録用Excel(Excelデータでご提出ください。)※

※岐阜市HPに様式あり



## ■ 有料老人ホーム情報登録用Excel（Excelデータ）について

令和3年度から追加したExcelデータを基に、有料老人ホームの情報を介護サービス情報公表システムの「生活関連情報」の1つとして掲載されています。

【情報の掲載場所】 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

重要事項説明書に係る項目を一部変更し変更届を提出する際は、有料老人ホーム情報登録用Excel（Excelデータ）も併せてご提出ください。

注意点 ※ Excel画面上の右側に「未記入」と赤字で表示される部分があると、情報公表システムへ掲載するためのデータ登録ができなくなるため、記入漏れが無いようにお願いします。また同Excel内の事業主体が該当都道府県、指定都市、中核市で実施するサービス等（別添1）及び有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表（別添2）もご記入ください。

有料老人ホーム情報登録用Excel（Excelデータ）の提出先

【介護事業者用メールアドレス】 [kaigo-jigyousyo@city.gifu.gifu.jp](mailto:kaigo-jigyousyo@city.gifu.gifu.jp)



## 岐阜市老人ホーム設置運営指導指針の主な改正内容について

- (1) 有料老人ホームの設置者（以下「設置者」という。）は、介護に直接携わる職員に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。【指導指針 7 (2)イ】  
※令和6年3月31日までは努力義務
- (2) 設置者は、職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員への周知・啓発及び相談窓口を定める等の必要な措置を講じること。  
また、カスタマーハラスメントに係る相談や適切な対応を行うための体制整備等の必要な措置を講じることが望ましいこと。【指導指針 7 (3)イ】
- (3) 設置者は、業務継続計画（感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じるとともに、職員への周知・訓練の実施、定期的な見直し等を行うこと。【指導指針 8 (5)】 ※令和6年3月31日までは努力義務
- (4) 設置者は非常災害対策に関する具体的計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備、定期的な職員への周知及び必要な訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。【指導指針 8 (6)】



- (5) 設置者は、感染症の予防及びまん延の防止のため、その対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、当該結果を職員に周知徹底すること。また、対策のための指針を整備し、職員の研修及び訓練を実施すること。【指導指針8(7)】※令和6年3月31日までは努力義務
- (6) 設置者は、入居者が居住部分への訪問による安否確認や状況把握を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等その他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施すること。【指導指針9(1)オ】
- (7) 設置者は、虐待の防止のため、その対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。また、その指針を整備し、研修を定期的実施し、これら対策の担当者を置くこと。【指導指針9(4)】※令和6年3月31日までは努力義務
- (8) 前払金の保全措置について、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームについても、保全措置の法的義務づけの経過措置期間が終了したことから、令和3年4月1日以降の新規入居者については、同様に必要な保全措置を講じなければならないこと。【指導指針11(2)イ】



- (9) 入居者の債務について、個人の根保証契約を行う場合は、**極度額の設定を含み民法の規定に従う**こと。【指導指針12(2)キ】
- (10) 設置者は、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための**担当者**を**置く**こと。【指導指針12(8)エ】
- (11) 前払金を受領する有料老人ホームに限らず、すべての有料老人ホームについて、貸借対照表及び損益計算書又はそれらの要旨についても、入居者及び入居希望者の求めに応じ閲覧に供すること。【指導指針13(2)】
- (12) 指導指針において、書面で作成・保存等行うことが規定又は想定されるものについて、書面に代えて、**電磁的記録により行う**ことができること。【指導指針14(1)】
- (13) 指導指針において、書面で交付、説明、同意、承諾等行うことが規定又は想定されているものについて、書面に代えて、**電磁的方法によることができる**こと。【指導指針14(2)】
- (14) 本改正により新たに開催することとされた各種委員会及び従前より開催又は設置することとされた各種委員会並びに運営懇談会について、**テレビ電話装置等を活用して行うことができる**こととする。【指導指針 8 (7) 8(11) 9(4) 9(7) 12(8)】



## 適用期日について

---

令和3年7月1日から適用。

ただし、以下のとおり経過措置期間が設けられています。

- (1) 指導指針7(2)イに示す認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることについて、令和6年3月31日までは努力義務とする。また、新たに採用した職員については採用後1年間の猶予期間を設ける。
- (2) 指導指針8(5)に示す業務継続計画の策定、同8(7)に示す衛生管理等及び同9(4)に示す虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等について、令和6年3月31日までは努力義務とする。



## 5 介護ロボット及びICTの活用事例について

介護ロボット名称：Wellsリフトキャリー

介護の種類：入浴支援

法人名：株式会社 アバンセライフサポート

施設名：グループホームこころ岐阜（認知症高齢者グループホーム）  
グループホームこころ岐阜第2（認知症高齢者グループホーム）

介護ロボット名称：眠りSCAN

介護の種類：見守り

法人名：社会福祉法人 高佳会

施設名：長森いきいき倶楽部（認知症対応型共同生活介護）  
長森いきいき倶楽部アネックス介護付き有料法人ホーム  
（地域密着型特定施設入居者生活介護）






## 介護ロボット導入報告書

法人名	株式会社 アバンセライフサポート
施設名	グループホームこころ岐阜
施設の種別	認知症高齢者グループホーム

### 1 導入したロボットについて

ロボット名称	Wells リフトキャリー (型番 WLC-100)
介護の種類	移乗介護 移動支援 排せつ支援 見守り・コミュニケーション <u>入浴支援</u>
ロボットの写真	

### 2 使用状況

使用状況	
------	--

### 2 使用状況

使用状況	
介護ロボットが使用された場面	立位が困難、歩行が困難な利用者様の入浴時に使用しています。

### 3 導入によって得られた効果

得られた効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下肢筋力が衰えた利用者様には、滑りやすい浴室は、転倒のリスクも高いが、シャワーキャリーを導入したことで、誰もが、安全に入浴できるようになった。</li> <li>・ 浴槽を跨ぐことが困難で、介護職員一人では、入浴できなかった利用者様もシャワーキャリーを利用することで介護職員一人で浴槽に入ってもらえるようになった。</li> <li>・ 浴槽に安全に入ることによって利用者様の身体が温まり、不安になりがちな認知症の方もリラックスされていました。</li> </ul>
介護ロボット導入について介護士等の意見	下肢に力が入らない利用者様や、体重の重い利用者様でも腰に負担がかからず、介護者一人で入浴介助できるため、大変助かっています。利用者様も気持ちいいと喜んでいきます。




## 介護ロボット導入報告書

法人名	株式会社 アバンセラライフサポート
施設名	グループホームこころ岐阜第2
施設の種別	認知症高齢者グループホーム

### 1 導入したロボットについて

ロボット名称	Wells リフトキャリー (型番 WLC-100)
介護の種類	移乗介護 移動支援 排せつ支援 見守り・コミュニケーション <u>入浴支援</u>
ロボットの写真	

### 2 使用状況

使用状況	
------	--

介護ロボットが使用された場面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行困難で浴槽を跨ぐことも困難であり、湯船につかることができなかった利用者が、介護ロボット（リフトキャリー）を導入し、利用できたことで湯船につかった。</li> <li>・車いす利用で職員が2人かかりでシャワーキャリーに移乗して入浴していた利用者が、介護ロボット（リフトキャリー）を利用し、職員一人の介助で入浴した。</li> </ul>
----------------	---

### 3 導入によって得られた効果

得られた効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の個浴では入浴が困難であった利用者が湯船に安全に入浴できるようになった。</li> <li>・湯船につかることで身体が温まり、リラックスしていただけた。</li> <li>・車いすからシャワーキャリー、シャワーキャリーから浴槽へと何度も移乗をしなくて済むことで職員の負担軽減と腰痛予防になり、利用者様にとっても安心である。</li> <li>・</li> </ul>
介護ロボット導入について介護士等の意見	<p>介護ロボット導入までは、湯船につからず、シャワーのみの利用者様も介護ロボットを使うことで湯船に安心して入っていただくことができました。</p> <p>ロボットの操作も最初は時間がかかりましたが、難しくはなく、すぐに慣れました。</p>




## 介護ロボット導入報告書

法人名	社会福祉法人 高佳会
施設名	長森いきいき倶楽部
施設の種別	認知症対応型共同生活介護

### 1 導入したロボットについて

ロボット名称	眠り SCAN
介護の種類	移乗介護 移動支援 排せつ支援 <u>見守り</u> ・コミュニケーション 入浴支援
ロボットの写真	

### 2 使用状況

使用状況	
------	--

介護ロボットが使用された場面	居室内に設置することで、夜間に入眠中に居室を開けることなく、見守りができるので、利用者様が夜間に起きることなく、安全確認が行える。 また不意の、体調変化にも迅速に対応できると考える。
----------------	--

### 3 導入によって得られた効果

得られた効果	眠り SCAN は居室内に設置することで特に入眠中、覚醒中であることの状態確認、入眠時の脈拍数、呼吸数などがタブレットで確認できる。これにより、介護職が特に夜間、居室を訪れなくても安全確認ができるとともに、利用者様が入眠中の安全確保リアルタイムに図られる（体調異常時は、警告音がタブレット、PC 上に流れる）。
介護ロボット導入について介護士等の意見	利用者の安全を担保するうえでも、介護職員の身体的負担を軽減するうえでも、導入は有用でした。



## 介護ロボット導入報告書

法人名	社会福祉法人 高佳会
施設名	長森いきいき倶楽部アネックス介護付有料老人ホーム
施設の種別	地域密着型特定施設


### 1 導入したロボットについて

ロボット名称	眠り SCAN
介護の種類	移乗介護 移動支援 排せつ支援 <u>見守り</u> ・コミュニケーション 入浴支援
ロボットの写真	

### 2 使用状況

使用状況	
------	--

### 2 使用状況

使用状況	
介護ロボットが使用された場面	<p>居室内に設置することで、夜間に入眠中に居室を開けることなく、見守りができるので、利用者様が夜間に起きることなく、安全確認が行える。</p> <p>また不意の、体調変化にも迅速に対応できると考える。</p>

### 3 導入によって得られた効果

得られた効果	<p>眠り SCAN は居室内に設置することで特に入眠中、覚醒中であることの状態確認、入眠時の脈拍数、呼吸数などがタブレットで確認できる。これにより、介護職が特に夜間、居室を訪れなくても安全確認ができるとともに、利用者様が入眠中の安全確保リアルタイムに図られる（体調異常時は、警告音がタブレット、PC 上に流れる）。</p>
介護ロボット導入について介護士等の意見	<p>利用者の安全を担保するうえでも、介護職員の身体的負担を軽減するうえでも、導入は有用でした。</p>





清流の国  
岐阜県  
GIFU Prefecture

## 令和3年度介護ロボット導入促進事業（補助金事業）

岐阜県ホームページ

URL：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56601.html>

岐阜県トップページ > 分類でさがす > 子ども・女性・医療・福祉 > 高齢者 > 介護人材確保 > 令和3年度介護ロボット導入促進事業（補助金事業）



## 6 その他連絡事項について

### ①「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用等について

令和3年4月1日から、LIFEによるCHASE・VISIT（※）の一体的な運用が開始されております。

（※）CHASE：高齢者の状態・ケアの内容等のデータベース

VISIT：現行のリハビリテーション計画書等の情報データベース

参考：「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用等について

岐阜市介護保険課 ホームページ [https:// www.city.gifu.lg.jp/40168.htm](https://www.city.gifu.lg.jp/40168.htm)

### ②介護事業者用メールアドレスについて

介護保険課支援係では、**市内の介護保険施設・事業所等とのメールのやり取り専用のメールアドレスを設けました**。今後はこのメールアドレスで通知・照会をいたします。また、各種申請書（押印不要）につきましても、メールまたは郵送にて提出をしていただきますようお願いいたします。

介護事業者用メールアドレス : [kaigo-jigyousyo@city.gifu.gifu.jp](mailto:kaigo-jigyousyo@city.gifu.gifu.jp)



### **③令和4年度介護職員処遇改善計画書について**

提出期限 令和4年4月15日（金）※当日消印有効

提出書類 新規加算または加算区分の変更

- ・ 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算（別紙様式2）
- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

加算区分の継続

- ・ 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算（別紙様式2）

※介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算（別紙様式2）の令和4年度の様式については、厚生労働省から通知があり次第、連絡および岐阜市ホームページに掲載いたします。（令和4年2月末現在）

《介護保険課ホームページ》

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/kaigo/1004972/1004974/1015180.html>

岐阜市トップページ > 健康・福祉 > 介護保険 > 申請書ダウンロード（介護保険） > 介護事業所・施設の指定等に関する様式 > 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算



## ④訪問型サービスAについて

訪問型サービスAについて、岐阜市の介護サービスの1つとして、令和5年度からの開始を予定しています。

なお、サービス開始に先立ち基準緩和する研修（岐阜市の規定する内容の研修）について、令和4年度中の実施を予定しています。

詳細が決まりましたら、ご連絡させていただきます。

サービス内容	生活援助
サービス提供従事者の資格要件	介護福祉士、介護職員実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級修了者、介護職員初任者研修修了者、ヘルパー2級修了者、看護師、准看護師、保健師 ※上記のほか、 <b>岐阜市が規定する内容の研修修了者</b>

### 岐阜市が規定する研修内容（案）

研修期間	18時間（1日6時間×3日間）
研修に必要な科目内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・職務の理解</li><li>・介護における尊厳の保持・自立支援</li><li>・介護の基本</li><li>・介護・福祉サービスの理解と医療との連携</li><li>・老化と認知症の理解</li><li>・障害の理解</li><li>・こころとからだのしくみと生活支援技術 等</li></ul>

